

## ○千代田区いじめ問題調査委員会規則

平成28年4月27日規則第24号

## 千代田区いじめ問題調査委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、千代田区いじめ防止等のための基本条例（平成27年千代田区条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により区長の附属機関として設置する調査委員会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(委員長)

**第3条** 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

**第4条** 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員は、調査案件に利害関係を有する等、調査の公平性又は中立性を害するおそれがあるときは、当該案件にかかる調査に加わることができない。

5 調査委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(調査等)

**第5条** 調査委員会は、条例第16条第4項の規定に基づく調査（以下「再調査」という。）を行うときは、次の事項に配慮するものとする。

(1) 再調査の公平性・中立性・透明性を図る観点から、事実関係を可能な限り明確にし、速やかに調査すること。

(2) 学校健全育成サポートチームの調査結果又は対策委員会が行った学校健全育成サポートチームからの報告に係る審査の結果を検証すること。

- (3) 必要により、教育委員会若しくは学校に資料等の提供を求め、又は児童若しくは生徒へのアンケート、保護者その他関係者へのヒアリング、現地調査等を実施すること。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めること。
- (5) 再調査の結果を踏まえ、再発防止に資する必要な対応策を検討すること。

2 区長は、再調査の必要性を判断するにあたり、調査委員会の意見を聴取することができる。

(報告等)

**第6条** 調査委員会は、報告書等により再調査の結果を区長に報告し、必要に応じ、再発防止に資する意見を述べるものとする。また、再調査の進捗状況等についても、適時かつ適切に区長に報告するものとする。

(公開)

**第7条** 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該会議が千代田区情報公開条例（平成13年千代田区条例第2号）第7条第1項各号に規定する非公開情報（公益上特に公開する必要があると認められるものを除く。）を含む内容について調査等を行う場合
- (2) 前号に該当する場合を除くほか、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な調査等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

(傍聴)

**第8条** 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、申出書に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

- 2 会議を傍聴する者は、委員長の許可なく会議を撮影し、又は議事を録音してはならない。
- 3 会議を傍聴する者は、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。
- 4 委員長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、会議に諮り、傍聴を制限することができる。

(秘密の保持)

**第9条** 委員は、調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

**第10条** 調査委員会の庶務は、地域振興部国際平和・男女平等人権課において処理する。

(委任)

**第11条** この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員

会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。